

道路標示塗装工事仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

この仕様書は、島根県警察本部において発注する道路標示塗装工事（以下「工事」という。）に適用する。

2 関係法規等の遵守

工事の施工にあたっては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号）」（以下「標識令」という。）並びに『「交通規制基準」の改正について（平成30年警察庁丙規発第33号）』（以下「規制基準」という。）その他関係のある法令、規則、条例等を遵守すること。

3 疑義

工事の施工及び設計図、仕様等に疑義があるとき、又は本仕様に記載のないことについては、監督職員と協議し、その指示・承諾を受けること。

4 施工

- (1) 工事は全て本仕様書及び設計図に示された機能を完全に発揮させるように施工し、工事仕様書及び設計図に明記のない場合でも、当然必要な事項は、誠実に施工すること。
- (2) 特許及び請負人若しくは製作者固有の特殊な技術並びにその関連工事となる部分については、請負人は工事仕様書に示された目的及び結果に対し、設計制作又は施工上の全ての責任を負うものとする。

5 工事着工時の提出書類

請負人は工事に着手するときは、以下の書類を監督職員へ提出すること。

- (1) 着工届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人及び主任技術者等届
- (4) 請負代金内訳書
- (5) 下請人届
- (6) 施行体制台帳の写し（下請け人の該当がない場合は除く）

6 設計書等の変更

施工上必要な設計書の仕様を変えて施工しようとするとき、及び本仕様書に定める以外の材料を使用しようとするときは、施工前に監督職員の承認を受けること。

7 他工事との取り扱い等

- (1) 他工事との取り扱いとなる際は、監督職員の指示に従い、関係請負人において協議の上、工事の進捗に支障のないよう施工すること。
- (2) 工事の施工に際し、他所管工作物等に障害、損傷を与え若しくは、そのおそれがある場合又は第3者の生命、身体に危害を与えた場合は速やかに処置し、事前又は事後に監督職員に報告すること。

8 工事現場の安全管理

請負人は、工事現場においては、交通の安全について、道路管理者及び管轄警察署と打合せを行い、現場責任者を配置するなどの方法により、工事及び道路使用並びに交通の危険防止、その他工事現場の安全管理に万全を期さなければならない。

また、標識令、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。

9 是正勧告等の報告義務

請負人は、施工中の工事に際し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。

10 許可申請等の手続

(1) 請負人は、工事に関して次の手続を行うこと。

ア 所轄警察署長に対する道路使用許可申請

イ 各管理者が定める届け届

(2) 前記(1)の手続きに要する費用は請負人の負担とする。

11 工事の打合せ

(1) 施工場所における現地説明は、施工場所を管轄する警察署担当者又は監督職員が現地において実施する。

(2) その他必要により、工事関係者との事前の打合せをそれぞれ行い、連携・協力して工事を完了すること。

12 後片付け

請負人は、工事終了に際して、速やかに不要物件等を撤去し、後片付け及び清掃等を確実に行うこと。

13 保証

施工した標示が施工基準に適合しないときは、又は特性を有しないときは、請負者の負担において直ちに再施工若しくは補修すること。

なお、再施工又は補修した場合は、速やかに報告書（写真添付）を提出すること。

14 竣工に伴う資料提出

工事完了に際しては、竣工届、工事写真、その他監督職員の指示する資料を速やかに提出すること。

15 検収

島根県建設工事請負契約約款により行うこととする。

第2章 標示材料

1 材料

(1) 様式

道路標示の様式は標識令の定める道路標示の様式及び島根県警察本部の指示する様式に基づくこと。

(2) 路面標示用塗料

ア 塗料

塗料は溶融式塗料とし、顔料、体質材、反射材からなる固体成分と合成樹脂からなる結合剤を化学的に調合し、品質はJIS K 5665-3種1号に合格したものであること。鉛・クロムフリーであること。

イ ガラスビーズ

溶融塗料には、反射材として、日本工業規格JIS R 3301に適合するガラスビーズを配合させ、その含有量は15%～18%とする。

ウ ペイント塗料

ペイント塗料は、日本工業規格JIS K 5665 1種（トランフィックペイント常温）に適合するものとする。

エ 加熱型ペイント塗料

日本工業規格日本工業規格JIS K 5665 2種に適合するものとする。

オ 高輝度道路標示

塗料は、路面標示用塗料JIS K 5665 3種2号相当を基本とした高輝度道路標示特殊塗料を使用する。鉛・クロムフリーであること。

(3) 色

道路標示の色は、白色及び黄色とする。黄色は、マンセル値「5.5/Y R6.5/12」を参考とすること。

2 耐久性

標示の耐久力は、天災、金属車輪を有する車両（チェーン装着車を含む。）及び路面工事など、一般交通以外による摩擦、剥離の場合を除き、交通量、道路状況などにより差異はあるが、概ね次の耐久力を有するものでなければならない。

(1) 溶融式標示

ア 横断歩道標示 6ヶ月以上

イ 実線標示、図示標示 12ヶ月以上

(2) ペイント標示

駐（停）車禁止標示 6ヶ月以上

(3) 加熱型ペイント標示

はみ禁標示 6ヶ月以上

(4) 高輝度道路標示

ア リブの部分 12ヶ月以上

イ 下塗りの塗装部 12ヶ月以上

3 品質(技術)管理

請負人は、監督職員の請求があれば、契約後速やかにテストスピード(資料)を提出し使用材料の承認を受けなければならない。

また、検査員が特に必要と認めて指示した場合は、監督職員が工事現場から採取し、封印した罪障を公認の試験期間に検査を依頼し、J I S規格の適合性など項目を定めて品質検査を行い、検査結果を提出しなければならない。(この検査に必要な費用は、請負人の負担とする。)

第3章 工事施工

1 溶融標示

施工は標準工法（路面の清掃－路面の湿潤除去－プライマー塗布－溶着）とすること。

- プライマーは、1メートル当たり20グラム以上を路面に均等に塗布すること。
- ガラスビーズは、溶着と同時に幅15センチメートル、長さ1メートル当たり、20グラム以上を風の影響により片寄りが生じないように注意して散布し、均等に固着させること。
- 溶着の仕上がりは厚さ1.5ミリメートル（+0.2ミリメートル以内）で平坦とすること。

2 ペイント標示

施工は、原則としてローラー^{はけ}刷毛による手塗り工法とし、塗料はシンナーで薄めず、1キロメートル当たり40リットル以上を使用すること。

3 加熱型ペイント

施工は、材料の加熱－路面の清掃－路面の湿潤除去－塗装とすること。

- 塗料は概ね50℃～80℃に加熱し、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。
- 使用量は幅15cm、長さ1キロメートル当たり70リットルとする。
- 塗料の表面には、塗料直後の未硬化のうちにガラスビーズを散布するものとする。散布量は幅15センチメートル、長さ1キロメートル当たり59キログラムとする。
- 冬季の路面温度が5℃以下で施工する場合は、路面の予熱、塗料の低粘度化等の対策を講じ確実に接着させること。

4 高輝度道路標示

(1) 塗装の幅

15cm（+1cm）

(2) リブの配列

監督職員の指示を受けること。

(3) リブの高さ

7mm以下

(4) リブの形状

リブの先端が著しく突起がないこと。
不整合等著しく見栄えが悪くないこと。

第4章 抹消工事

1 抹消方法

施工は、原則として道路標示抹消カッター等の削除機械を使用するものとし、路面を著しく傷つけないようにすること。

排水性舗装又はカラー舗装等の高機能舗装の道路標示抹消工事にあつては、超高圧水消去工法等により舗装面に与える損傷を最小限に抑え、舗装機能を失うことがないように施工しなければならない。

2 路面

撤去以外の道路標示等を損傷した場合は速やかに復旧すること。

3 清掃

作業終了後は完全に清掃しておくこと。

4 本工事から発生する建設廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守して適正に処理すること。